

選挙研究とデータ・ベース

三宅一郎（関西大学総合情報学部）

I 選挙研究とは？ その対象

- (1) 選挙制度と法令・判例 国会図書館、国会事務局が収集 テキスト
- (2) 選挙の観察・監視 主としてジャーナリスト 得票行動の研究に傾く
- (3) 選挙データの分析
 - i 選挙統計 選挙管理委員会発表のデータ 選挙公報 集計データと呼ぶ
 - ii 選挙公報・ポスター ピクチャーと数値化
 - iii 選挙調査データ 選挙の事前・事後（出口）の確率サンプル調査
選挙啓発団体、マス・メディアと研究者によるサーベイ・データと呼称

II 選挙研究のインフラ・ストラクチャー

- (1) 選挙ごとの学術的選挙調査の実施 できれば全国確率サンプルにたいして
- (2) 研究者のアクセス可能なデータ・ベースの存在
- (3) 選挙研究のための学会の存在
- (4) 選挙研究者の社会的ポジションの確保

III 選挙研究用データ・ベースの現況

- (1) 法令・判例データ・ベース 官庁には存在するはずだがアクセスは？
- (2) 集計データ データは公表されているが、プリントメディアのみ。
ファイル化され発売されたのは最近のことである。
 - i 朝日新聞社は選挙大観を刊行しているが、1996年の総選挙からCD-ROMになった。1998年の参議院選挙とこれまで2回発行
 - ii 研究者によるデータ・ベースとその公開 歴史データ、戦後データ
- (3) サーベイ・データ
 - i 公明選挙連盟・明るい選挙推進協会による事後調査 1970年頃より
 - ii 新聞社・NHKによる調査データは未公開
 - iii 研究者による全国確率サンプル調査
1967, 1976, 1983, 1993-96
- (4) レヴィアサン・データバンクの設立
- (5) 外国の選挙データの入手 ICPSRのデータ・アーカイブ

IV なぜ選挙研究データ・ベースはなかなか進まないのか？

ワープロ・パソコン・インターネットの発達と普及により、客観的条件は非常によくなっているが、精神的条件の発展が遅れている。

- (1) 法令・判例データ・ベース 官庁には存在するはずだがアクセスは許されない。
官僚のデータ秘匿性癖 政治家から、マス・メディアから、国民からデータを隠す。
管理者職と現場の違い

(2) マス・メディアによる調査データ

自家消費で宣伝の必要がない。むしろ公開の結果、悪口を言われるのを恐れる
人手が足りない。

secondary analysis を行う慣行がない。

(3) 研究者による調査データ

個人経営によるルーズな管理

実証研究と再現性の問題についての無関心

V 選挙研究データ・ベースの将来

- (1) ローカルな選挙研究データ・ベースの緩い結合 インターネットの利用

- (2) 情報公開法は救いの女神にならないのでは？